供給設備使用貸借契約書（案）

新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院（以下「甲」という。）、＿＿＿＿(以下「乙」という。）及び＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「丙」という。）とは医療用液体酸素（以下「物品」という。）消費のための供給設備に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的及び物件）

第１条　丙は、乙を通じて甲に物品を供給する目的をもって、丙が所有する定置式液化酸素貯槽、蒸発器及び減圧装置等の付属設備（以下「供給設備」という。）を甲に無償貸与し、甲はこれを借受け、使用する。

２　供給設備の内容は、別紙「定置式液化酸素貯槽等設備仕様書」のとおりとする。

３　丙は、供給設備を甲の指定する場所に据付けるものとする。

（貸借要件）

第２条　甲は、物品の消費並びにこれに付帯する業務のために供給設備を使用するものとし、他の目的には使用しないものとする。

２　甲のやむを得ない事由により丙以外の者が製造した物品を受け入れる必要が生じた場合には、あらかじめ乙及び丙の承認を得るものとする。

３　甲は、丙が製造した物品の受入を恒常的に中止する場合には、丙より借用した供給設備を甲の負担において速やかに丙に返還するものとする。

（使用方法）

第３条　甲は取扱責任者を選任して、その監督のもとに常に善良なる管理者の注意をもって管理使用するとともに、関係法令等に基づく保安管理を行うものとする。

２　甲は丙が発行する供給設備の取扱説明書及び物品の添付文書等をあらかじめ精読し、供給設備を適切に使用するものとする。

（保安責任）

第４条　物品に関する関係法令上の保安責任及び物品消費のための操作作業上の一切の責任は、甲がこれを負う。

２　供給設備に関する設計、製作、施工上の責任及び物品供給作業上の責任は、丙が負うものとする。

３　丙の物品供給作業上の責任範囲は、物品輸送車より供給設備への移充填作業及び調整作業とする。

（諸費用の負担）

第５条　供給設備に関する費用の負担区分は、次のとおりとする。

（１）甲の負担

ア　甲の都合による供給設備の移動撤去に要した一切の費用

イ　甲の操作作業が原因で発生した供給設備の損傷に対する補修費用

ウ　定期保安検査、自主保安検査及び諸検査に要した費用

（２）丙の負担

ア　供給設備の設計及び製作上の不備による修理並びに通常の使用に伴う補修費用

イ　物品供給作業が原因で発生した供給設備の損傷に対する補修費用

ウ　供給設備に関する公租公課

（禁止事項）

第６条　甲は、供給設備について、丙の事前承諾なく次に掲げる行為をしてはならない。ただし、軽微の補修の場合及び緊急の場合であって、あらかじめ丙の指示を受ける猶予のない場合等には、甲は自己の判断により適応の処置を講ずるとともに、これを事後速やかに丙に報告するものとする。

（１）供給設備の現状を変更すること

（２）供給設備の設置場所を移動変更すること

（３）供給設備を第三者に譲渡し、又は使用させ、その他丙の所有権を侵害すること

（４）供給設備を担保に供すること。

（５）供給設備及びその使用に関する技術上の機密事項を第三者に漏洩又は公開すること

（損害賠償）

第７条　乙又は丙の責に帰すべき事由により甲の人員、設備に損害が生じた場合は、乙又は丙は甲に対し損害賠償の責を負うものとする。

２　甲の責に帰すべき事由により供給設備、物品輸送車又は乙、丙の人員に損害が生じた場合は、甲は乙又は丙に対し賠償の責を負うものとする。

３　甲、乙、丙いずれの責に帰すべき事由によるものか明らかでない場合又は不可抗力による場合は、甲乙丙協議の上損害の処理方法を決定するものとする。

４　甲が供給設備の取扱説明書、添付文書の警告又は注意事項を遵守しなかったことが原因で甲の人員、供給設備に損害が生じた場合は、乙又は丙は損害賠償の責を負わないものとする。

（契約期間）

第８条　本契約の有効期間は、丙が供給設備の据え付けを完了した日から平成35年5月31日までとする。

２　契約期間満了後の供給設備の取扱いについては、別途協議するものとする。

（規定外事項）

第９条　本契約に定めない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲、乙、丙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本契約の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名捺印の上、各1通保有する。

平成　　　年　　　月　　　日

住　所
甲　社　名
代表者

住　所
乙　社　名
代表者

住　所
丙　社　名
代表者